

久慈市立各小・中学校長 様

久慈市教育委員会教育長

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

このことについて、別添（写）のとおり岩手県教育委員会事務局教職員課総括課長、学校教育室長、ならびに保健体育課総括課長を通じて文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

つきましては、改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しを行い、適切に御対応願います。

記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後においても継続する対策
 - ア 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
 - イ 適切な換気の確保
 - ウ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
 - (2) 地域や学校において感染が流行している場合などの活動場面に応じた一時的対策
 - ア 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - イ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について
 - ア 児童生徒の感染が判明した場合には、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく出席停止の措置を講じること。
 - イ 出席停止の措置を講じた場合においても児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な配慮を行うこと。
 - ウ 合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、校長の判断により、引き続き「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること。
 - エ 出席停止等の取扱いに関する詳細については、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和 5 年 4 月 28 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を参照すること。
 - オ 学校の臨時休業については、感染対策上の意義や、実施する範囲や条件を事前に明確にし、公表しておくとともに、児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと。